

公印省略

3 観政第 1 0 2 6 号  
令和 3 年 8 月 2 7 日

各 位

福岡県商工部観光局観光政策課長

福岡県中小企業者等月次支援金の周知について

本県の観光行政の推進につきましては、日頃から種々御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付しています。

5月・6月分の申請受付は8月31日(火)まで(酒類販売事業者に対する支援を除く)となっております。

つきましては、貴団体の会員である対象事業者に対し、別添チラシ等により周知いただきますよう、御協力をお願いします。

記

1 添付書類

- (1) 「福岡県中小企業者等月次支援金」チラシ
- (2) メールマガジン文案

2 支援金に関するお問い合わせ先

電話番号：0120-876-866

受付時間：9時～17時(平日)

H P : <http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県商工部観光局観光政策課

担 当：村崎

電 話：092-643-3419

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

## 対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類販売事業者(中小事業者等)

## 給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年5月・6月・7月・8月・9月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で30%以上50%未満減少していること。
- ②-1 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)50%以上70%未満減少していること、又は(イ)70%以上減少していること。
- ②-2 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年8月・9月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)50%以上70%未満減少していること、(イ)70%以上90%未満減少していること、又は(ウ)90%以上減少していること。
- ②-3 酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年7月～8月、又は8月～9月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)15%以上30%未満減少していること。

## 給付額

- ① 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (売上30～50%減少 5・6・7・8・9月対象)
- ② (ア) 法人 上限20万円/月、個人事業者 上限10万円/月 (売上50～70%減少 5・6・8・9月対象)
- (イ) 法人 上限40万円/月、個人事業者 上限20万円/月 (売上70～90%減少 5・6・8・9月対象)  
但し5・6月分は90%以上減少した事業者を含む。
- (ウ) 法人 上限60万円/月、個人事業者 上限30万円/月 (売上90%以上減少 8・9月対象)
- (エ) 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (売上15～30%減少 8・9月対象)  
但し7～8月、又は8月～9月2か月連続で減少した場合に限る。

※5月、6月、7月、8月、9月分をそれぞれ申請可能です。

### 【算出方法】

2019年(又は2020年)5月(又は6月・7月・8月・9月)の売上 - 2021年同月の売上  
(②については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※②(ウ)、(エ)は8月・9月分についてのみ申請可能です。

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

## 申請期間

- ① 5月分: 2021年6月18日(金)～8月31日(火)
  - 6月分: 2021年7月 1日(木)～8月31日(火)
  - 7月分: 2021年8月 1日(日)～9月30日(木)
  - 8月分: 2021年9月 1日(水)～10月31日(日)
  - ② 5・6月分: 2021年7月9日(金)～9月30日(木)
  - 8月分: 2021年9月 1日(水)～10月31日(日)
- (9月分の受付開始は10月を予定しております。) 上乗せ
- ※Web、郵送での申請となります。

## 問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター  
電話: 0120-876-866 (平日9時～17時)  
ホームページ:  
<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>



\*\*\*\*\*

～福岡県中小企業者等月次支援金（5月・6月分）の申請期限のご案内～

\*\*\*\*\*

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付しています。

5月・6月分の申請受付は8月31日（火）まで（酒類販売事業者に対する支援を除く）となっていますので、申請を検討されている事業者の皆様は、お早めに申請いただきますよう、お願いいたします。

《対象者》

- ① 県内（政令市を除く）に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
  - ② 県内（北九州市を除く）に本社・本店のある酒類販売事業者
- ※①、②ともに福岡県感染拡大防止協力金の受給者は対象外

《主な給付要件》

- ① 2021年5月・6月・7月・8月・9月の月間事業収入が、2019年（又は2020年）の同月比で30%以上50%未満減少していること（政令市を除く）。

※50%以上減少した事業者は国の支援金の対象になります。

②-1

酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年5月・6月の事業収入にかかる国の月次支援金の給付対象となっております

ア) 50%以上70%未満減少

イ) 70%以上減少

している酒類販売事業者（北九州市を除く）

②-2

酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年8月・9月の事業収入にかかる国の月次支援金の給付対象となっております

ア) 50%以上70%未満減少

イ) 70%以上90%未満減少

ウ) 90%以上減少

している酒類販売事業者（北九州市を除く）

②-3

酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年7月～8月、又は8月～9月の月間売上が2か月連続で、2019年（又は2020年）同月比

エ) 15%以上30%未満減少している酒類販売事業者（北九州市を除く）

《給付額》

- ① 上限額：法人 10万円/月 個人事業者 5万円/月
- ② 上限額：ア) 法人 20万円/月 個人事業者 10万円/月

- イ) 法人 40 万円/月 個人事業者 20 万円/月
- ウ) 法人 60 万円/月 個人事業者 30 万円/月
- エ) 法人 10 万円/月 個人事業者 5 万円/月

#### 【算出方法】

5 月分：2019 年（又は 2020 年）5 月の事業収入－2021 年 5 月の事業収入

6 月分：2019 年（又は 2020 年）6 月の事業収入－2021 年 6 月の事業収入

7 月分：2019 年（又は 2020 年）7 月の事業収入－2021 年 7 月の事業収入

8 月分：2019 年（又は 2020 年）8 月の事業収入－2021 年 8 月の事業収入

9 月分：2019 年（又は 2020 年）9 月の事業収入－2021 年 9 月の事業収入

（②-1、②-2 については、上記計算方法から国の支援金額を差し引いた額）

※各月それぞれ申請可能。

#### 《申請期間》

① 5 月分：2021 年 6 月 18 日（金）～8 月 31 日（火）

6 月分：2021 年 7 月 1 日（木）～8 月 31 日（火）

7 月分：2021 年 8 月 1 日（日）～9 月 30 日（木）

8 月分：2021 年 9 月 1 日（水）～10 月 31 日（日）

（9 月分の受付開始は 10 月を予定しております。）

② 5 月・6 月分：2021 年 7 月 9 日（金）～9 月 30 日（木）

8 月分：2021 年 9 月 1 日（水）～10 月 31 日（日）

（9 月分の受付開始は 10 月を予定しております。）

#### 《申請方法》

Web 上での申請を基本とします。

※郵送での申請をご希望の方は、コールセンターへお電話にてご相談ください。

#### 《お問い合わせ先》

【福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター】

0120-876-866（平日 9 時～17 時）

【ホームページ】※申請はこちらから

<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>